

# イベント

## ほっとほーむ「子育てひろば」

**日** 8月3日(土) 10時～12時 / 受付9時30分  
**場** 生涯学習施設(鷺宮行政センター)  
**内** 子育てに関する情報交換、お子さんの発達や登校に関する悩みなどの相談会(個別相談あり)  
**対** 市内在住・在勤・在学者  
**定** 20組(申込順)  
**申** 7月8日(月)～8月2日(金)(必着)に、電子申請・直接・郵送・FAX・メール・電話で、生涯学習課生涯学習係(☎340-0295 / ☎31-9550 / ☎shogaigakushu@city.kuki.lg.jp / ☎内線211)へ

## 久喜市社会を明るくする運動推進講演会

**日** 7月24日(水) 13時30分～15時30分  
**場** 久喜総合文化会館 小ホール  
**手話通訳** あり  
**内** (仮) 児童虐待について  
**講** 松田賢治さん(社会福祉法人愛全会 富士見乳児院 院長)  
**定** 300人(当日会場先着順)  
**主** 催 久喜市社会を明るくする運動推進委員会  
**問** 社会福祉課社会福祉係(内線3236)

## にじいろひろば

**日** 7月26日(金) 19時から  
**場** 久喜中央コミュニティセンター 会議室5  
**内** 性の多様性に関する理解を深め、疑問や悩みを自由に話せる場です。  
**定** 10人程度(申込順)  
**申** 当日17時(必着)までに、電子申請・直接・郵送・FAX・メール・電話で、氏名(ニックネーム・通称名可)・連絡先を明記の上、人権推進課男女共同参画係(☎346-8501 / ☎22-3319 / ☎jinken@city.kuki.lg.jp / ☎内線2325)へ

## 人材バンク公開講座

**日** 7月27日(土) 13時～15時  
**場** 生涯学習施設(鷺宮行政センター)  
**内** 花の美と心 <生け花体験>  
 ※生けたお花は持ち帰り可  
**講** 長島晶園さん(いけばなの根源 華道家元池坊 蘊奥)  
**対** 18歳以上の市内在住・在勤・在学者 **定** 20人(申込順)  
**費** 2,000円(花材)  
**申** 7月8日(月)～17日(水)に、電子申請・直接・メール・電話で、生涯学習課生涯学習係(☎shogaigakushu@city.kuki.lg.jp / ☎内線215)へ

## 久喜市市民大学公開講座

**日** 7月27日(土) 10時～11時30分  
**場** 菖蒲コミュニティセンター 第1集会室  
**内** 本多静六博士と渋沢栄一  
**対** 市内在住・在勤・在学者  
**定** 40人(申込順)  
**申** 7月8日(月)～26日(金)に、電子申請・直接・メール・電話で、生涯学習課生涯学習係(☎shogaigakushu@city.kuki.lg.jp / ☎内線215)へ

## 社会を明るくする運動

**問** 社会福祉課社会福祉係(内線3236)

7月は「社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の力～」の強調月間です。この運動は、全ての人が犯罪や非行の防止と立ち直りについて理解を深め、安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。テレビや新聞では犯罪事件のニュースが連日報道されています。犯罪や非行をなくすためには、自らの過去と向き合い、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくこと、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることも、とても大切なことです。

犯罪や非行をした人の背景には、望まない孤独や社会的孤立などの“生きづらさ”が存在することは少なくありません。また、立ち直ろうとしている人たちが、その人を支える方たちにとって、“生きづらさ”に触れる場面は多くあります。

罪を犯した人や地域で暮らす方の生きづらさに気づき、地域コミュニティで受け入れ、接点を増やしていくことで孤独感や孤立感を感じることがなくなれば、犯罪防止につながり、誰もが安全・安心に暮らせる地域づくりにつながります。まずは、他者への思いやりを基本として、立ち直ろうとしている人たちの生きづらさを理解することが重要です。

久喜市では、7月24日(水)に「社会を明るくする運動推進講演会」を開催します。皆さんもぜひご参加いただき、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会をつくるため、理解を深めてみませんか。

## 豊田(南栗橋)ふるさと祭り

**日** 7月27日(土) 17時～21時  
 ※雨天の場合は28日(日)  
**場** 南栗橋近隣公園・南栗橋スポーツ広場  
**内** こども神輿、地元芸能、民謡踊り、スタンプラリー、こどもと保護者の花火会など  
 ※今年度は打ち上げ花火はありません。  
 ※駐車場はありません。  
**主** 催 NPO法人豊田ふるさとづくり振興会  
**問** 豊田ふるさと祭り実行委員会 ☎52-2341

## 求人企業合同面接会

**日** 7月12日(金) 13時～16時 / 受付12時～15時30分  
**場** 大宮ソニックシティビル 市民ホール  
 ※参加企業名は開催2週間前から埼玉県雇用対策協議会ウェブサイトに掲載  
**対** 令和7年3月に大学・短大・専門学校を卒業予定の方、既卒3年以上の方、令和8年3月に大学・短大・専門学校を卒業予定でインターンシップ参加を検討している方  
**問** 埼玉県雇用対策協議会 ☎048-647-4185

## コスモス種まきボランティア

**日** 8月3日(土) 8時～8時30分  
**場** コスモスふれあいロード(葛西用水路沿い)  
 ※雨天中止の場合は防災行政無線でお知らせします。  
**申** 7月19日(金)までに直接・FAX・メール・電話で商工観光課観光係(☎85-7544 / ☎shokokanko@city.kuki.lg.jp / ☎内線131・137)へ



## 第15回電子工作体験教室

日程	時間	場所
7/21(日)	9:30～11:30	栗橋文化会館 工作室
7/28(日)		鷺宮東コミュニティセンター 会議室A
8/4(日)	11:30～	ふれあいセンター久喜 視聴覚室
8/11(祝)		菖蒲文化会館 多目的室1

**内** 音声ルーレット(電子回路で制御しLEDが点滅する)ハンダ付け  
**対** 小学4年生～中学生 ※保護者同伴可  
**定** 各10人(申込順)  
**費** 700円(材料費)  
**主** 催 ボランティアグループ・久喜おもちゃの病院  
**申** 7月8日(月)～各開催日の6日前までに、久喜市社会福祉協議会(☎23-2526)へ

## 夏休み親子下水道教室～夏休みの自由研究にピッタリ～

**日** 7月25日(水) 9時～12時、13時30分～16時30分  
**場** 古利根川水循環センター(吉羽772-1)  
**内** 下水処理施設の見学、水質実験の体験 **対** 小学生とその保護者  
**定** 各20人程度(申込順)  
**申** 7月1日(月)～12日(金)に、(公財)埼玉県下水道公社 古利根川支社庶務担当(☎22-3819)へ

## 小中学生向け手話教室

**日** 7月22日(月)・23日(火)・24日(水) 14時～16時(全3回)  
**場** ふれあいセンター久喜 会議室1・2  
**内** 手話でのあいさつ、日常会話を学ぶ  
**講** 久喜市聴覚障害者協会  
**対** 市内在住の小学4年生～中学生  
 ※親子での参加可  
**定** 20人(超えた場合抽選)  
**持** 筆記用具  
**申** 7月11日(水)(必着)までに、電子申請・直接・郵送・FAX・メール・電話で、障がい者福祉課障がい者福祉係(☎346-8501 / ☎22-3319 / ☎shogaifukushi@city.kuki.lg.jp / 内線3246)へ

## 久喜無料気功教室

**日** 7月6日・13日・20日、8月3日・10日・31日 各土曜日 9時～12時  
**場** ふれあいセンター久喜  
**講** 中国気功の会(法輪功)専任講師  
**定** 20人(申込順)  
**申** 実施日の前日までに、同会 武井(☎080-4613-8555)へ  
 ※年中随時参加可能

## 子ども歴史広場

	日程	時間	内容
①	7/24(水)	13:30	懐かしいおもちゃと飾りづくり
②	8/7(水)	～15:00	昔の道具体験
③	8/21(水)		まがたま勾玉づくり

※汚れても良い服装でお越しください。  
**講** 郷土資料館ボランティア  
**対** 幼児～小学生(保護者同伴可、未就学児は要同伴)  
**定** ③のみ24人(申込順)  
**申** ③のみ7月17日(水)～8月17日(土)に、直接または電話で、郷土資料館(☎57-1200)へ  
 ※①②は申し込み不要

## 普通救命講習

**日** 8月25日(日) 9時～12時  
**場** 栗橋コミュニティセンター  
**内** 心肺蘇生法・AED使用法等  
**講** 埼玉東部消防組合  
**対** 中学生以上の市内在住・在勤・在学者 **定** 12人(申込順)  
**申** 7月25日(日) 9時から、直接または電話で、西救急ステーション救命講習担当(☎43-6966)へ

## 年金コラム 国民年金保険料の免除・納付猶予制度

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、申請により納付が「免除」または「猶予」されます。

◆**免除(全額免除・一部免除)**  
 承認基準: 申請者本人とその配偶者・世帯主の所得(前年)が、定められた所得額を超えていないこと

◆**納付猶予(対) 20歳～49歳)**  
 承認基準: 申請者本人とその配偶者の所得(前年)が、定められた所得額を超えていないこと

**持** 基礎年金番号または個人番号と本人確認できるもの、失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは証明書類(雇用保険受給資格者証または雇用保険離職票等)  
**期間および申請** 令和6年度(7月1日～令和7年6月30日)の免除は、7月1日(月)から申請を受け付けます。申請時点の2年1カ月前までさかのぼることができます。免除期間は受給資格期間に算入されます。  
 ※一部免除を受けた方は、免除後の納付額を納めないと受給資格期間に算入されません。  
**申** 市民課(総合窓口)または各行政センター市民係  
**問** 春日部年金事務所 ☎048-737-7112 / 市民課(総合窓口) 市民・パスポート係(内線2663) / 各行政センター市民係(☎122 / ☎栗215 / ☎鷺126)